

むかわ町地域防災計画（案）

（地震・津波防災計画編）



令和8年7月

むかわ町防災会議

沿 革

平成 22 年	1 月	むかわ町地域防災計画作成
令和 4 年	3 月	別冊 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成
令和 5 年	6 月	全面修正
令和 6 年	6 月	むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）として全面修正
令和 7 年	6 月	一部修正
令和 8 年	7 月	一部修正

目 次

第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	2
第4節	計画の基本方針	3
第5節	むかわ町の地形、地質及び社会的現況	9
第6節	むかわ町及びその周辺における地震、津波の発生状況	1 1
第7節	北海道における地震の想定	1 3
第8節	震災に対する調査研究の推進	2 2
第2章	災害予防計画	
第1節	町民の心構え	2 5
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	2 8
第3節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	3 1
第4節	防災訓練計画	3 3
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	3 4
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	3 5
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	3 7
第8節	避難体制整備計画	3 9
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	4 4
第10節	津波災害予防計画	4 5
第11節	火災予防計画	4 8
第12節	危険物等災害予防計画	4 9
第13節	建築物等災害予防計画	5 0
第14節	土砂災害の予防計画	5 1
第15節	液状化災害予防計画	5 2
第16節	積雪・寒冷対策計画	5 4
第17節	業務継続計画の策定	5 6
第18節	複合災害に関する計画	5 8
第3章	災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制	5 9
第2節	地震、津波情報の伝達計画	6 7
第3節	災害情報等の収集、伝達計画	8 3
第4節	災害広報・情報提供計画	8 6
第5節	避難対策計画	8 7
第6節	救助救出計画	9 7
第7節	地震火災等対策計画	9 8
第8節	津波災害応急対策計画	9 9
第9節	交通応急対策計画	1 0 0
第10節	輸送計画	1 0 1
第11節	航空機及び無人航空機活用計画	1 0 2
第12節	食糧供給計画	1 0 3
第13節	給水計画	1 0 4

第14節	衣料・生活必需物資供給計画	105
第15節	石油類燃料供給計画	106
第16節	生活関連施設対策計画	107
第17節	医療救護計画	108
第18節	防疫計画	109
第19節	廃棄物等処理計画	110
第20節	家庭動物等対策計画	111
第21節	文教対策計画	112
第22節	住宅対策計画	113
第23節	被災建築物安全対策計画	114
第24節	被災宅地安全対策計画	116
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	117
第26節	障害物除去計画	118
第27節	広域応援・受援計画	119
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	120
第29節	災害ボランティアとの連携計画	121
第30節	災害救助法の適用と実施	122
第4章	災害復旧・被災者援護計画	
第1節	災害復旧計画	123
第2節	被災者援護計画	125
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則	128
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	129
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	131
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	132
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	139
第6節	防災訓練計画	141
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	142
第8節	地域防災力の向上に関する計画	144
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	145

用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
町防災会議条例	むかわ町防災会議条例（平成 18 年むかわ町条例第 19 号）
町防災会議運営規程	むかわ町防災会議運営規程（平成 18 年むかわ町訓令第 12 号）
町災害対策本部条例	むかわ町災害対策本部条例（平成 18 年むかわ町条例第 20 号）
町災害対策本部運営規程	むかわ町災害対策本部運営規程（平成 18 年むかわ町訓令第 13 号）
道防災計画	北海道地域防災計画
町防災計画	むかわ町地域防災計画
町防災会議	むかわ町防災会議
本部（長）	むかわ町災害対策本部（長）
防災関係機関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、北海道、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定公共機関をいう。）
災害予防責任者	基本法第 47 条に規定する指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要や施設の管理者
町（民）	むかわ町（民）
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
災害	基本法第 2 条第 1 号に定める災害
防災	基本法第 2 条第 2 号に定める防災

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、むかわ町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「むかわ町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、むかわ町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「むかわ町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、平時から地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、むかわ町DX推進計画に基づく災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、データ収集・共有の体制等の整備に留意する。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による地震・津波災害に備え、復旧や復興における課題をあらかじめ整理し、「復興事前準備（被害の軽減、速やかな生活再建と創造的な復興に資する平時からの取組（施策）」、「被災後の復興まちづくり（基本方針・復興イメージ・復興手順）」を定め、町、防災関係機関、町民及び事業者が共有することにより、被災後も安心して住み続けられるまちづくりの推進を図らなければならない。

北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）抜粋

（基本理念）

第3条 防災対策は、自助（略）、共助（略）及び公助（略）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

2 防災対策は、災害時において、人命を守ることを最も優先させるとともに、被害を最小化するとともに減災の考え方を基本として行われなければならない。

3 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として行われなければならない。

4 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮することを旨として行われなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 市町村

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
室蘭開発建設部 鵲川沙流川河川事務所	(1) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所、 同日高道路事務所	(8) 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関すること。
苫小牧海上保安署	(1) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。

	(3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
室蘭地方気象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
胆振東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

2 陸上自衛隊北部方面隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊東千歳駐屯地第7師団第7特科連隊及び第2特科大隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 道

機関名	事務又は業務
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	(1) 胆振総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 (4) 町及び地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所	(1) 管轄する道路、河川についての災害調査の実施、災害情報の伝達及び災害応急対策並びに災害復旧工事に関すること。 (2) 管轄する区域内の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧その他の管理を行うこと。 (3) 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。
胆振総合振興局保健環境部保健行政室（室蘭保健所）	(1) 災害救助法の適用に関すること。
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（苫小牧保健所）	(1) 災害時における防疫活動等の指示に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における地域医療の確保に関すること。

胆振総合振興局 森林室	(1) 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄道有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予消防対策をもって、未然防止を行うこと。 (4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
----------------	--

4 北海道警察札幌方面苫小牧警察署

事務又は業務
(1) 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等に関すること。 (2) 災害時における危険区域の警戒等に関すること。 (3) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

5 むかわ町

事務又は業務
(1) 町防災会議に関すること。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 (4) 町の所轄に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) 穂別ダムの管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持その他の管理に関すること。

6 むかわ町教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

7 胆振東部消防組合消防署鶴川支署・穂別支署、鶴川消防団・穂別消防団

事務又は業務
(1) 火災等の予消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。 (3) 災害の予警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (4) 町の要請に基づき、防災対策の支援、協力を行うこと。 (5) その他消防業務に関すること。

8 指定公共機関

機関名	事務又は業務
N T T 東日本株式会社北海道南支店 苫小牧営業支店	(1) 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道旅客鉄道株式会社苫小牧地区駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社富川ネットワークセンター	(1) 変電所施設、送配電線等に関すること。 (2) 電力施設等の防災管理を行うこと。 (3) 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。 (4) 電力施設の災害と復旧見込等の周知を行うこと。
日本通運株式会社苫小牧支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
鶴川郵便局、穂別郵便局	(1) 郵便の非常取扱いを行うこと。

便局	
9 指定地方公共機関	
機関名	事務又は業務
一般社団法人苦小牧市医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産その他救助の実施に関すること。
鵠川土地改良区	(1) 農業施設の災害応急対策及び災害復旧対策並びに防災管理に関すること。 (頭首工 16 施設、揚水機場 31 施設、用水路 7 条 42,352m)
社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会	(1) 被災地域における災害ボランティアセンターの運営に関すること。
10 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者	
機関名	事務又は業務
鵠川農業協同組合、とまこまい広域農業協同組合・鵠川漁業協同組合・苦小牧広域森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 町が行う被害状況調査及び応急対策に協力すること。 (4) 災害時における資材等の調達に関すること。
むかわ町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 (2) 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
一般病院・医院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
自治会・町内会、自主防災組織	(1) 災害時における炊き出し、災害予防、災害応急対策の協力に関すること。

第3 町民及び民間事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間分、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（常備薬等の

救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加などによる防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ⑨ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ⑩ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所・避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 町・防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動
- ⑦ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、北海道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ④ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑤ 取引先とのサプライチェーンの確保
- ⑥ 予想被害からの復旧計画策定

(2) 災害時の対策

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定

- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (3) 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ① 町内の一定の地区内の居住者及び町内に事業所を有する事業者（要配慮者理想施設の施設管理者を含む。）（以下「町内居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
 - ② 町内居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
 - ③ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
 - ④ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
 - ⑤ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
- 3 町民運動の展開
- 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 むかわ町の地形、地質及び社会的現況

第1 位置及び面積

むかわ町は、北海道太平洋沿岸西部に位置し、北緯が極北42度59分14秒、極南42度31分43秒、東経極東142度20分2秒、極西141度52分37秒にあり、面積711.36平方キロメートルである。

東部は日高管内の日高町及び平取町、西部は厚真町、北西部は夕張市、北東部は占冠村の5市町村に接している。

東西及び北部の三方を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川「鵲川」が南北に貫流し、山・川・海・平地と多彩な自然環境に恵まれている。

第2 地形の概要

むかわ町が位置する北海道の中央部には、襟裳岬から宗谷岬まで、ほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、北海道の背骨にもたとえられている。この山地帯は、南北に2列に並行して伸び、東列には南から日高山脈、北見山地が分布し、西列には南から夕張山地、天塩山地、宗谷丘陵が分布する。山地帯の2列の山地の間には、南から富良野盆地、上川盆地、名寄盆地などが分布し、細長い凹地帯を形成している。

山地帯の中央には、大雪火山群をのせる石狩山地が位置している。大雪火山群は、南北に連なる山系に直交するような千島火山弧の西方延長部であり、北東－南西方向に雁行配列をしながら、阿寒－知床火山列の火山山地に連なる。

山地帯の西側北部には、天塩平野、南部には石狩平野などの低地帯が広がる。

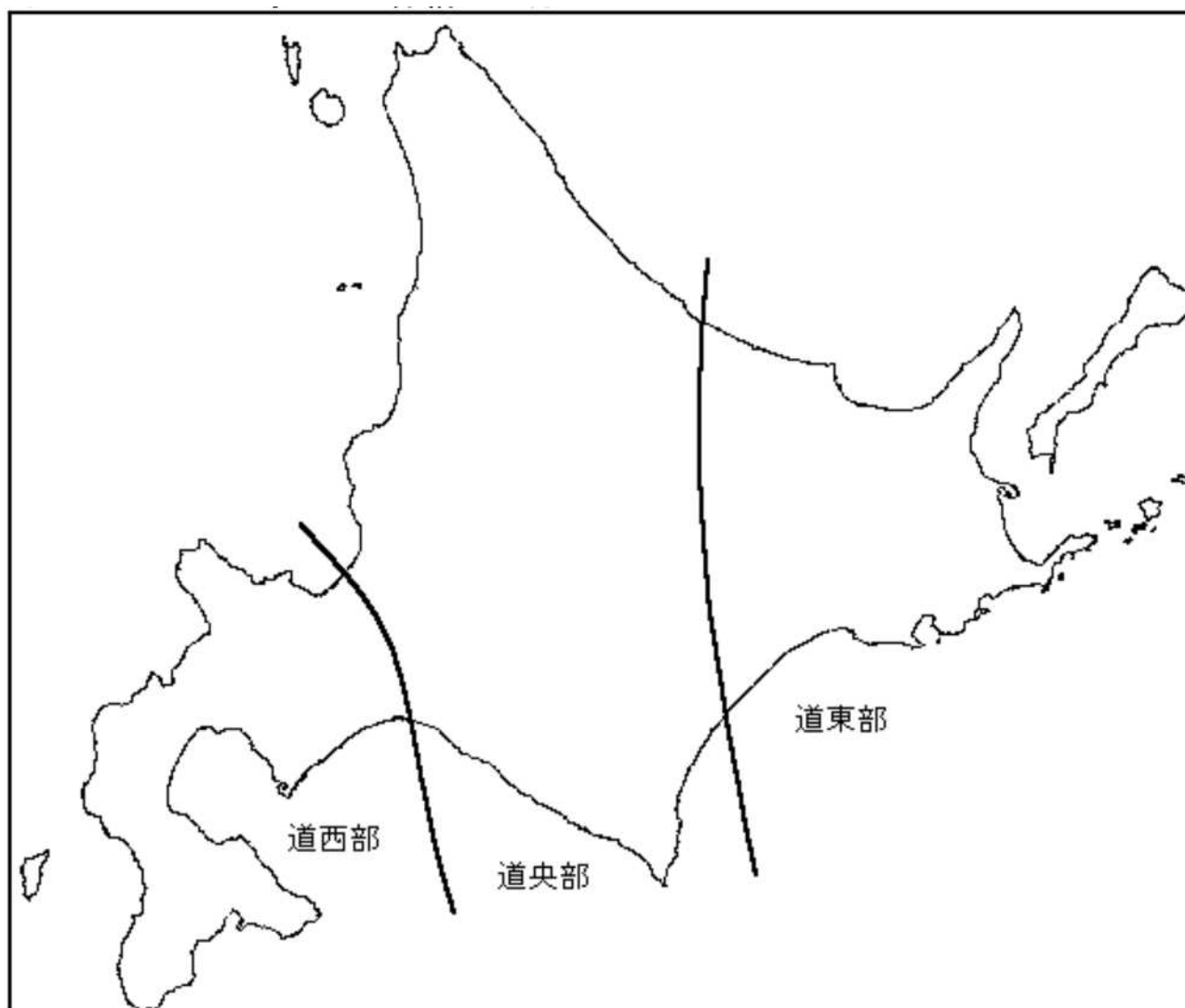
第3 地質の概要

むかわ町が位置する北海道の中央部山地帯は、地質的にはユーラシアプレートと北米プレートのかつての接合部と考えられており、南北の帯状配列を示す複雑な地質帯が分布する。日高山脈には、高温型の日高変成岩類・深成岩類、夕張山地や天塩山地には、蛇紋岩体・高圧型の神居古潭変成岩類が分布し、これらの地質体の一部は北方のサハリンへと連なる。山地帯の西側では、白亜紀層や優秀な炭層を含む古第三紀層、新第三紀層が、複雑な褶曲構造をつくりながら分布している。西側南部には第四紀層が厚く堆積する石狩平野や勇払平野などの石狩低地帯が発達する。

石狩低地帯の西側は、地質的に東北日本弧の北の延長部である。中生代の堆積岩や白亜紀の花こう岩類を基盤として、古第三紀末から第四紀にかけての火山岩類と堆積岩類が主に分布している。特に新第三紀中期中新世～鮮新世前半の海底火山活動は、積丹半島や渡島半島など日本海側の断崖にみられる、膨大な安山岩質のハイアロクラスタイトをもたらした。

第四紀更新世の後半には、洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい火山活動を行い、現在、湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布している。

北海道の地帯構造区分



第6節 むかわ町及びその周辺における地震、津波の発生状況

第1 むかわ町の被害地震

過去に被害が発生した地震は、次のとおりである。

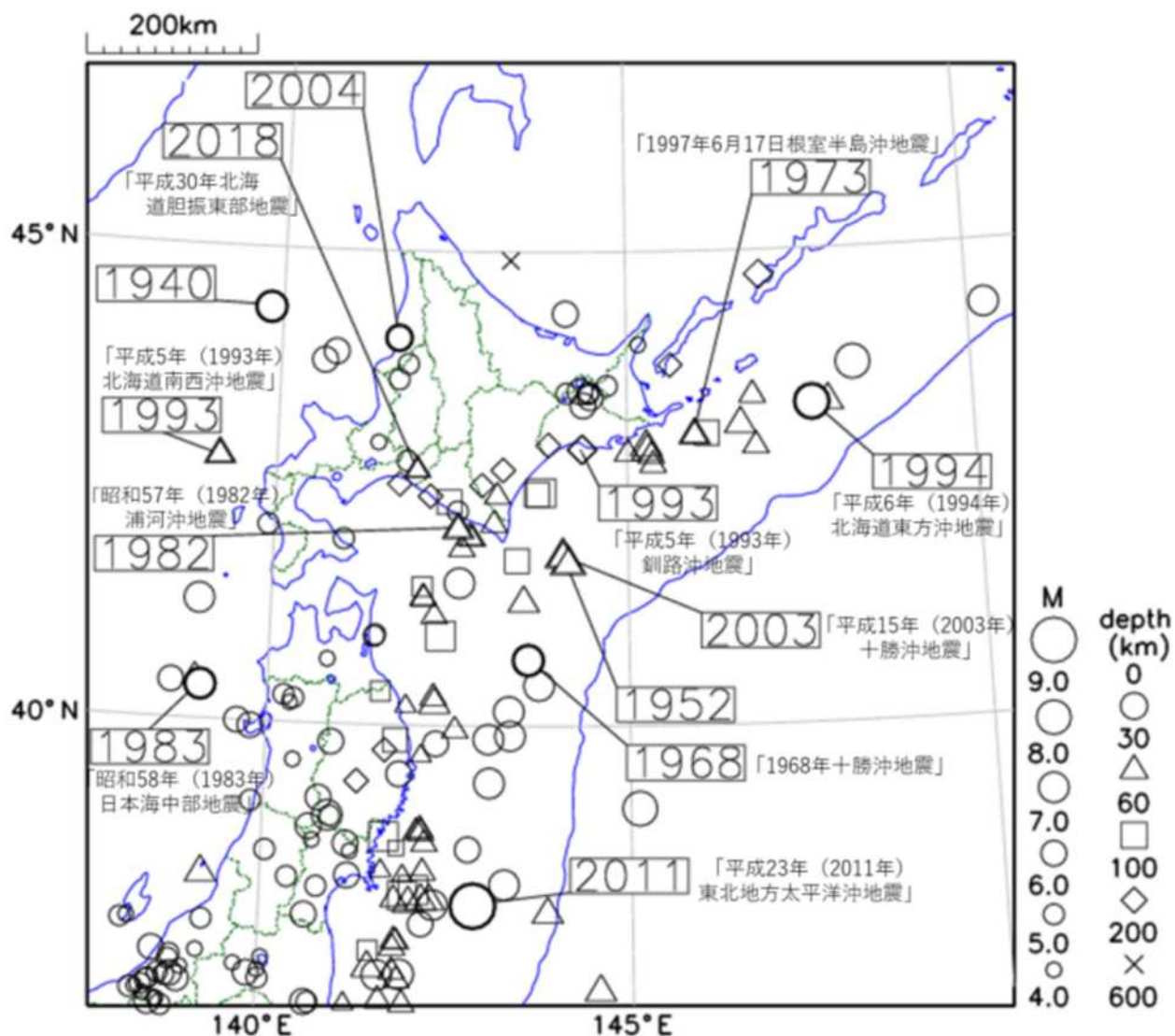
発生年月日	震源	規模	震度	被害状況
昭和27年3月4日 (1952) (十勝沖の地震)	十勝沖	8.2		工場施設等の破損、罹災者834人
昭和43年5月16日 (1968) 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖	7.9	5	公共施設、その他住居などの破損
昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年(1982年)浦河沖地震」	浦河沖	7.1	5	負傷者2名、公共施設、家屋被害、商工被害、商品等の破損、軽種馬の骨折
平成5年1月15日 (2003) 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	釧路沖	7.5	4	商店街の建物被害、商品等の破損
平成6年10月4日 (1994) 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」	北海道東方沖	8.2	4	商品等の破損
平成15年9月26日 (2003) 平成15年(2003年)十勝沖地震	十勝沖	8.0	5強	重傷者2名、軽傷者9名、家屋被害、商店街の建物被害、商品等の破損
平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	三陸沖	9.0	4	津波の高さ3.1m、漁港施設被害、漁協施設被害、漁船被害、車両被害、被害金額79,994千円
平成30年9月6日 (2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部	6.7	6強	死者1名、重傷者27名、軽傷者250名、建物被害(全壊224棟、大規模半壊29棟、半壊292棟、一部損壊3,829棟)、被害金額19,390,000千円
令和7年7月30日 (2025) 「カムチャツカ半島付近の地震」	カムチャツカ半島東方沖	8.8	1	太平洋沿岸に津波警報
令和7年12月8日 (2025) 「青森県東方沖の地震」	青森県東方沖	7.5	5弱	一部建物被害

注)「規模」欄の数値はM(マグニチュード)を表す

第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、次のとおりである。

なお、このほか、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。



※ 吹き出しは被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が名称を定めた地震はその名称を記載した。

第7節 北海道における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は表1及び図1となり、概要は以下のとおりである。

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部(T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

① 三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年にM7.5、「1968年十勝沖地震」(M7.9)、「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」(M7.6)が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。(平成31年2月26日付け地震研究推進本部地震調査委員会長期評価により、「領域または地震名」が「青森県東方沖及び岩手県沖北部」として変更された)

② 十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年にM8.2、「平成15年(2003年)十勝沖地震」(M8.0)が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は20%程度とされている。

③ 根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の「1973年6月17日根室半島沖地震」が発生している。

津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

④ 色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

⑤ 択捉島沖(T5)

択捉島沖の領域では、1918年 M8.0、1963年 M8.1 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発60%程度とされている

(2) 500年間隔地震(T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) 日本海東縁部(T7～T10)

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

① 北海道南西沖地震(T7)

北海道南西沖では、1993年に M7.8 の「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」が発生している。

地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

② 積丹半島沖(T8)

積丹半島沖では、1940年に M7.5 の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

③ 留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年に M7.0 の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

④ 北海道北西沖(T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

(4) プレート内のやや深い地震(P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年 M7.5 の「平成5年(1993年)釧路沖地震」地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

① 釧路沖(P1)

② 厚岸直下(P2)

③ 日高中部(P3)

を想定する。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯(N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、以下の9の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

① 石狩低地東縁断層帯主部(N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

② サロベツ断層帯(N2)

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層および伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体としてM7.6程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大4%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

③ 黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

④ 当別断層(N4)

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑤ 函館平野西縁断層帯(N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0~7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑥ 増毛山地東縁断層帯(N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑦ 十勝平野断層帯(N7)

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑧ 富良野断層帯(N8)

富良野断層帯は、富良野盆地の東部および西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東および西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。

⑨ 標津断層帯(N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑩ 石狩低地東縁断層帯南部(N10)

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑪ 沼田-砂川付近の断層帯(N11)

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層で M7.5 程度の地震を起こすと考えられている。

最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層 (F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して 3 つの伏在活断層が想定されている（札幌市地震被害想定委員会）。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯 M7.5、月寒断層 M7.3、西札幌断層 M6.7 の地震が想定されている。

(3) 既往の内陸地震 (E1～E3)

① 弟子屈地域 (E1)

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも 1938 年 M6.0、1959 年 M6.2、1959 年 M6.1 及び 1967 年 M6.5 の地震があり被害を出している。

② 浦河周辺 (E2)

浦河周辺では、M6～7 クラスの様々なタイプの地震が頻発し被害を受けている。1982 年浦河沖 M7.1 とメカニズムが類似した地震は 1930 年代にも発生している（1931 年 M6.8）ことから、繰り返している可能性がある。

③ 道北地域 (E3)

道北地域は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域である。この地域では 1874 年 M6.5 が発生するなど M6 かこれよりやや小さい地震が発生している。

(4) 網走・紋別沖 (A1～A2)

オホーツク海の網走沖 (A1) 及び紋別沖 (A2) には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約 60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約 70km で同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

3 その他

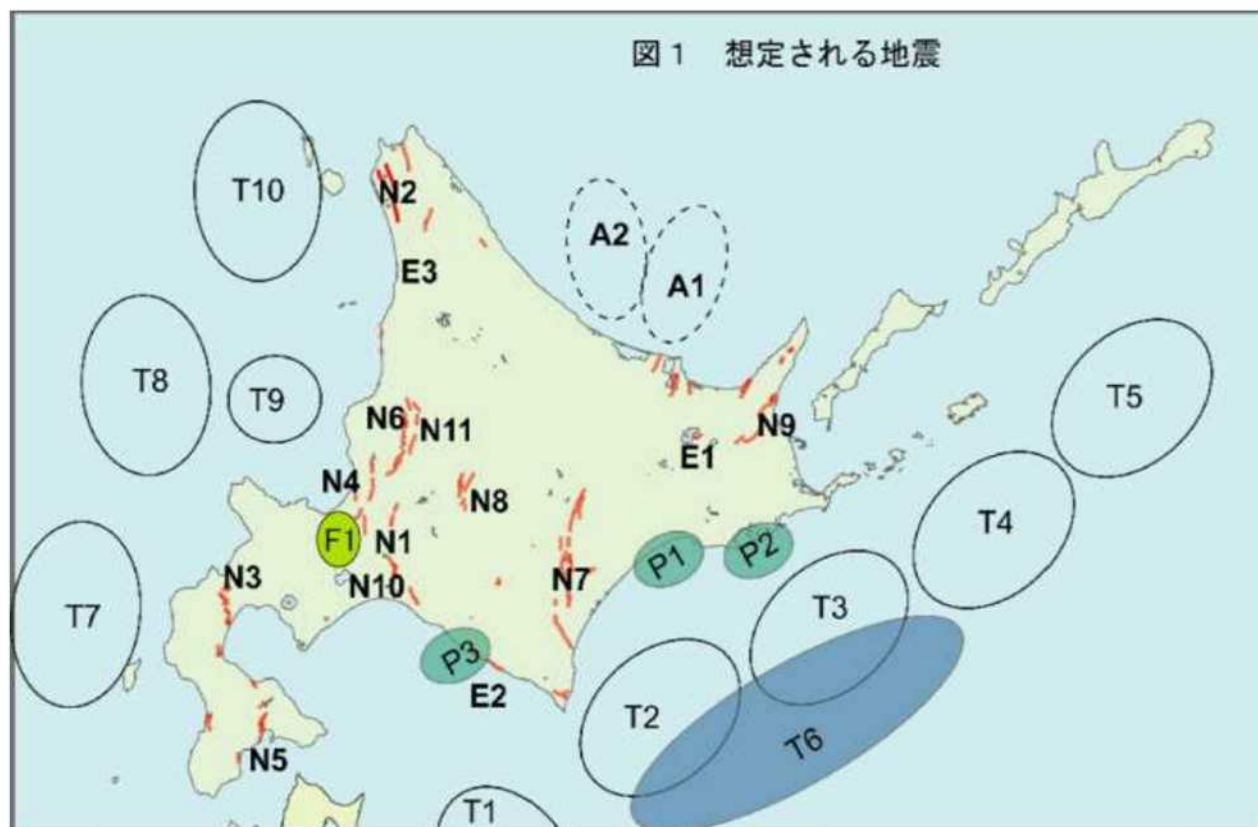
上記のほか、青森県西方沖、カムチャツカ半島沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震津波に対しても注意を要する。

表1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関, 地震本部:地震調査研究推進本部, 中防:中央防災会議。

図1



3 その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表2のとおり。

表2

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1 %	ほぼ0～2 %	ほぼ0～3 %	13000年 －17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度 以上	2～5% 以下	3～9% 以下	7～20% 以下	3600年-5000 年程度以上	約5900年前 －4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ 0.003%	1000年-2000 年程度	1739年 －1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以 上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年－ 15000年程度	約11000年前 －2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼 田－砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以 上	不明
同 (沼田－砂川付近 の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯 (西部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.03%	ほぼ0～ 0.06%	ほぼ0～ 0.1%	4000年程度	2世紀 －1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.01%	ほぼ0～ 0.02%	ほぼ0～ 0.05%	9000年－ 22000年程度	約4300年前 －2400年前
十勝平野断層帯 (主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年－ 22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年－ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年 －8000年	約5100年前以後

(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日

【海溝型地震】

領域又は地震名		地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生 間 隔	最新発生 時 期	
			10年以内	30年以内	50年以内			
千 島 海 溝 沿 い	超巨大地震 (17世紀型)		8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	約340～ 380年	17世紀
	十勝沖		8.0～8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前
	根室沖		7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	50.5年前
	色丹島沖及び択捉 島沖		7.7～8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—
	ひとまわり小さい プレート 間地震	十勝沖・ 根室沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島 沖・択捉 島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島 沖の海溝寄りの プレート間地震 (津波地震等)		Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	沈み込んだプレート 内のやや浅い地震		8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—
	沈み込んだプレート 内のやや深い地震		7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
海溝軸の外側で 発生する地震		8.2前後	—	—	—	—	—	
日 本 海 溝 沿 い	超巨大地震（東北 地方太平洋沖型）		9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年 程度	12.8年前
	青森県東方沖及び 岩手県沖北部		7.9程度	0.02%～ 5%	10%～30%	70～80%	97.0年	55.6年前
	宮城県沖		7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—
日 本 海 東 縁 部	北海道北西沖の地震		7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震		7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	83.4年前
	北海道南西沖の地震		7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	30.5年前
	青森県西方沖の地震		7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	40.6年前

(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日

第2 北海道における想定地震津波

1 基本的な考え方

北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

また、流氷接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流氷とともに津波が押し寄せることがあり、1952年(昭和27年)3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区(当時)において、流氷とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した

本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

2 北海道太平洋沿岸の地震津波

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を設定・公表した。

令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。

3 北海道日本海沿岸の地震津波

北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を設定・公表した。

令和7年6月に「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を公表し、令和8年2月に「日本海沿岸の地震・津波防災・減災対策指針」を策定した。

4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波

北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波の断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を設定・公表した。

今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

第8節 震災に対する調査研究の推進

北海道は、地震活動の活発な地域であり、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」などにより、多くの被害を被ってきた。

道と道防災会議では、昭和40年度より「北海道における特異地盤に対する地震緊急対策に関する研究」として、シリーズ的に地域的な研究を進めてきた。都市部としては、釧路・函館・旭川・室蘭、根室などの調査を行っており、火砕流台地についても研究を行った。

また、道では、過去の地震災害を教訓として、広域性、複合性を持つ地震災害に係る防災対策に万全を期するため、昭和58年から昭和60年の3ヶ年にわたって、「北海道における想定地震の策定及び震度予測に係る基礎調査」、「北海道の地震地質」、「市町村別地震危険度評価」、「被害想定に係る基礎調査」などの項目に従い、「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」を実施してきたところである。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」及び「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」の発生により大きな被害を受けたが、これらの地震においては災害要因として液状化現象が特徴的であった。液状化現象により、釧路沖地震では、釧路港、浦河港及び釧路市内の各地域で亀裂、噴砂、地盤沈下等が起こり、北海道南西沖地震では、渡島・檜山地方を中心に各地域で被害が起こった。また、北海道東方沖地震は釧路沖地震に比較して震源が遠かったにもかかわらず、地震の規模が大きかったことから、根室・釧路・網走・十勝地方と、より広範囲に被害が及んだ。道においては平成6年度に「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」による想定地震を基にした北海道地盤液状化予測地質図を作成した。

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では奥尻島をはじめ、渡島・檜山地方を中心に津波災害による大きな被害を被った。この地震を教訓に津波の実態を把握するため、平成6年度から7年度にかけて想定地震を基に津波伝播状況及び津波水位の予測図を作成した。

平成15年9月26日に「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生し、十勝地方及び釧路地方など道東を中心に激しい揺れと津波が襲った。津波による被害の規模は比較的小さかったが、豊頃町では液状化災害が多発した。札幌市や北見市、標津町などにおいても液状化やそれを誘因とする地盤災害が発生し、苫小牧市では長周期地震動による石油タンクの被害が発生するなど、遠地における災害が注目された。

また、太平洋沿岸の津波堆積物の研究により、およそ500年周期で、過去に記録された津波の規模を遙かに超える津波が発生していたことが明らかにされた。北海道では、これらの新たな知見や「平成15年（2003年）十勝沖地震」での津波被害等を踏まえ、津波に対する対策の強化を目的として、想定される地震津波に対応した本道沿岸域における津波の特性を予測するため、平成16年度から各地域の津波浸水予測等調査を行い、順次津波浸水予測図を作成した。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、東日本各地の沿岸域に従前の想定をはるかに超える大津波をもたらし、東北地方を中心に甚大な被害が発生した未曾有の大災害（東日本大震災）となった。このことを踏まえ、今後の津波防災対策においては、想定しうる最大クラスの津波を想定することとされ、「津波防災地域づくりに関する法律」により都道府県において、津波浸水想定の設定が義務づけられたことから、北海道においても、津波堆積物調査等、最新の科学的知見に基づき従前の津波浸水予測図を点検・見直しすることとし、平成29年に日本海沿岸、令和3年に太平洋沿岸を見直した。（平成24年の太平洋沿岸の見直しは法に基づかない道独自の見直し）

一方、平成7年の阪神・淡路大震災を引き起こした「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」は、活断層による内陸地震であったが、その特徴から都市直下型地震と呼ばれるようになった。この大災害を受けて北海道でも陸域の浅い地震への防災対策の必要性が指摘されるようになった。

道内の活断層は、活断層研究会（国内の地形・地質の研究者などの組織）による「日本の活

断層」の中で、その分布や性質が示されていたが、発生の危険度を示すデータはほとんど不明であった。

そこで、平成7年度から道内の主要7断層帯について、トレンチ調査を含めた精密調査を実施し、その活動特性を明らかにした（平成8～16年度は文部科学省地震関係基礎調査交付金事業）。そのうち、5断層については、活断層情報を取りまとめた活断層図を作成し、関係機関へ配布した。平成17年度以降、地震調査研究推進本部による基盤的調査観測の対象とされたサロベツ断層帯、幌延断層帯、増毛山地東縁断層帯についても追加・補完調査が行われたが、幌延断層帯については活断層でないと判断された。

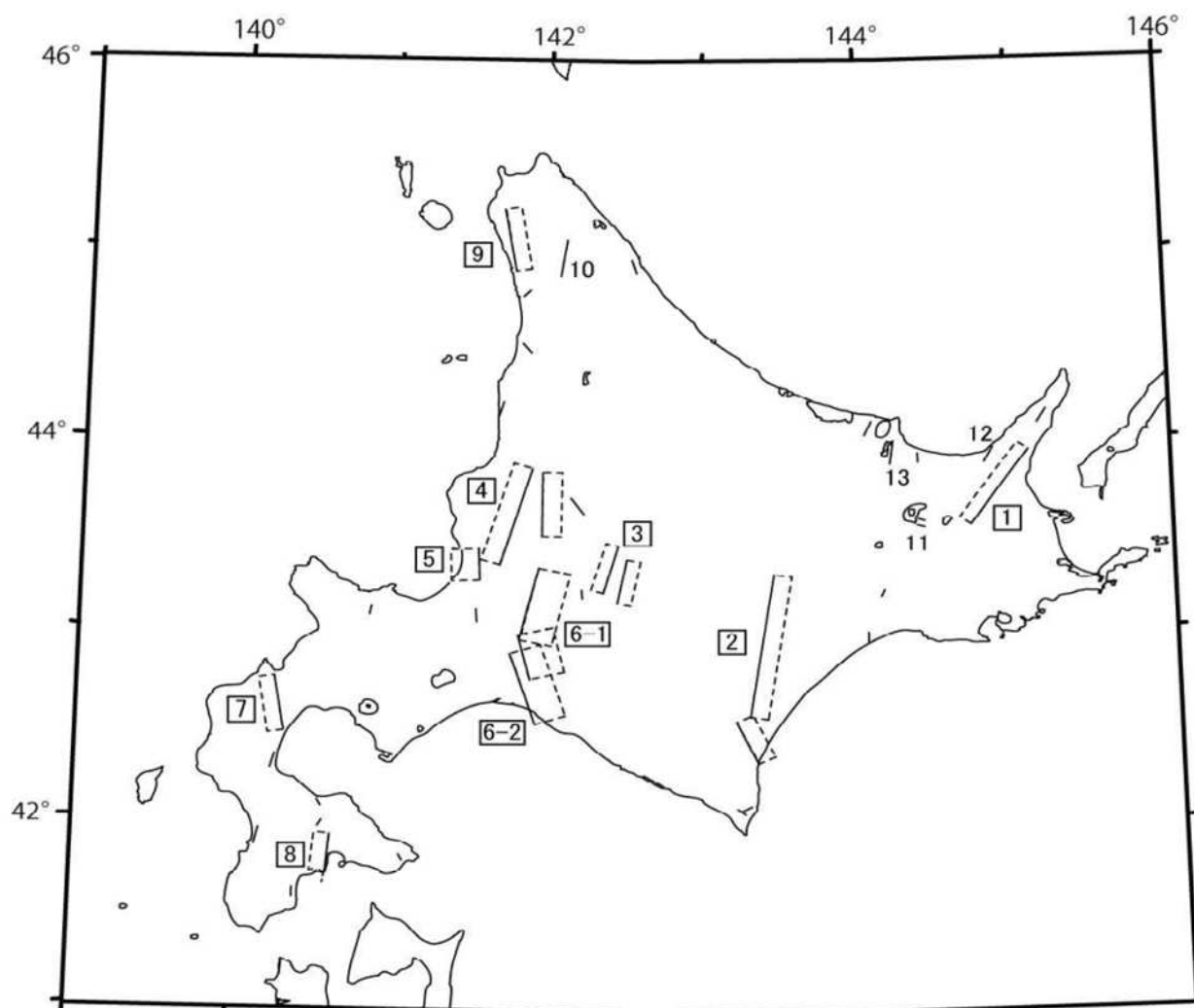
これらの活断層帯は、全国の主要な活断層帯として地震調査研究推進本部による長期評価が公表されており、北海道の活断層の位置図は、図2に示すとおりである。また、北海道大学と道総研地質研究所は、共同で問寒別断層帯と弟子屈地震断層（1938年屈斜路地震断層）の調査を行い、道総研地質研究所単独でも峰浜断層帯や網走湖東岸断層帯等の調査が行われた。

こうした新たな調査や地震調査研究推進本部における評価等のほか、海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等も検討し、第7節に記載のとおり、平成23年に北海道に影響を及ぼす可能性のある地震の想定を行った。

今後も、本道の地域特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究の推進に努めていくものとする。

また、平成30年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電（ブラックアウト）の発生である。また、この震源地の約10km西には主要活断層である石狩低地東縁断層帯が存在しており、当該断層帯との関係や今後の影響にも関心が高まった。こうしたことを踏まえ、道では、この地震のメカニズムを明らかにし、斜面崩壊や家屋倒壊などといった災害の発生プロセスの解明、さらに地震発生時における大規模停電による社会的影響等を研究することは、地震防災対策の推進に寄与するものと考え、北海道大学を代表とする研究組織に対して、総合調査の依頼を行い、道内外の大学や研究機関が連携しながら、調査・研究が行われた。

図 2



----- 主要活断層帯（地震調査研究推進本部）

————— その他の断層帯

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ① 標津断層帯 | ⑦ 黒松内低地断層帯 |
| ② 十勝平野断層帯 | ⑧ 函館平野西縁断層帯 |
| ③ 富良野断層帯 | ⑨ サロベツ断層帯 |
| ④ 増毛山地東縁断層帯
（沼田－砂川付近の断層帯を含む） | 10 問寒別断層帯 |
| ⑤ 当別断層 | 11 弟子屈地震断層 |
| ⑥-1 石狩低地東縁断層帯主部 | 12 峰浜断層群帯 |
| ⑥-2 石狩低地東縁断層帯南部 | 13 網走湖東岸断層帯 |

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 町民の心構え

北海道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、道民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する道民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) 状況により、マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 道の駅等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は直ちに水深概ね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、漁港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 国、道及び町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 町、防災関係機関及び施設管理者は、道の駅等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 道及び町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 国、道及び町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 道及び町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 国、道及び町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

- 1 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 国、道及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、道及び町等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。
- 3 国、道及び町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 4 町及び道は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 5 道及び町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- 6 国、道及び町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ① 地震・津波に対する心得
- ② 地震・津波に関する一般知識
- ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑤ 災害情報の正確な入手方法
- ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑦ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ⑧ 自動車運転時の心得
- ⑨ 救助・救護に関する事項
- ⑩ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑪ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑫ 要配慮者への配慮
- ⑬ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ① テレビ（ハイブリッドキャスト）、ラジオ、新聞の利用
 - ② 防災行政無線（戸別受信機）、IP告知端末の利用
 - ③ インターネット、SNS、スマートフォンアプリの利用
 - ④ 広報誌（紙）、広報車両の利用
 - ⑤ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - ⑥ パンフレットの配布
 - ⑦ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画に定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 町が主唱する訓練

次の訓練については、町が主唱し実施する。

(1) 鵠川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練

地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心に総合的に実施する。

(2) 防災関連システムの操作習熟訓練等

第3 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B－P L o）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- (1) 滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (3) 厳冬期の災害時には積雪等により町外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。
- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

2 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、住民が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも物資を確実に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。防災資機材倉庫及び防災資機材の保管場所は、資料編（本編第4章第3節関係）のとおりである。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることなど、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2 防災関係機関等

- (1) 消防機関は、道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 他の防災関係機関等は、あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。
- 2 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 3 町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- 4 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 5 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 6 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会を締結した「むかわ町とむかわ町社会福祉協議会との災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの設置及び運営を行うものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震・津波災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、自治会・町内会等を対象として組織化を図ることとし、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- 2 町は自主防災組織の活動に対して支援するものとする。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施する。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対し、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営に務める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、本計画に定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、町からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町及び道は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- 9 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 10 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- 11 町は、道と互いに連携し、道が定める広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）についての基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。
- 12 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるもの

とする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準	異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
	管理の基準	居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)							
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない							

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。

4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。
- 8 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避

難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

- 9 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- 10 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置

- ② 毛布、寝具等の支給
- ③ 衣料、日用必需品の支給
- ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
- ⑤ 負傷者に対する応急救護
- ⑥ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

- ① 避難中の秩序保持
- ② 住民の避難状況の把握
- ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
- ④ 避難住民に対する各種相談業務

4 避難に関する広報

- (1) テレビ（ハイブリッドキャスト）
- (2) 防災行政無線（戸別受信機）、I P告知端末
- (3) インターネット、SNS、スマートフォンアプリ
- (4) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）
- (5) 住民組織を通じた広報

5 避難所運営

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

6 災害時孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作り、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 避難の経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、北海道財務局及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、本計画に定めるところによる。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、町の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、国、道及び町等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り町が行うこれらに対し支援を図るものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

国、道及び町等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

国、道及び町等は、高波、高潮及び津波による災害予防を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防として、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

- ① 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、

休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

- ② 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。
- ③ 国、道及び町は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（戸別受信機）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ハイブリッドキャスト）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 町

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ② 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ③ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- ④ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- ⑥ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- ⑦ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について

知っておく。

- ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
 - ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
 - ⑩ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- (2) 漁業地域において、周知を図る事項
- ① 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
 - ② 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
 - ③ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本計画に定めるところによる。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、胆振東部消防組合及び構成町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、胆振東部消防組合火災予防条例（昭和60年条例第4号）に基づき指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、胆振東部消防組合及び構成町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器やガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

胆振東部消防組合は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、胆振東部消防組合及び構成町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

胆振東部消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、本編第8章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるもののほか、本計画に定めるところによる。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

1 事業者

- (1) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

第3 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

第4 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

第5 毒物・劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

第13節 建築物災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため必要な措置事項については、本編第4章第9節「建築物災害予防計画」に定めるところによる。

第14節 土砂災害の予防計画

地震に伴う土砂災害を予防するための計画については、本編第4章第16節「土砂災害の予防計画」に定めるところによる。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画については、本計画に定めるところによる。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



2 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
 - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- が考えられる。

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、町及び道道管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

① 道路管理者は、町道、道道、一般国道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

② 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道

凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

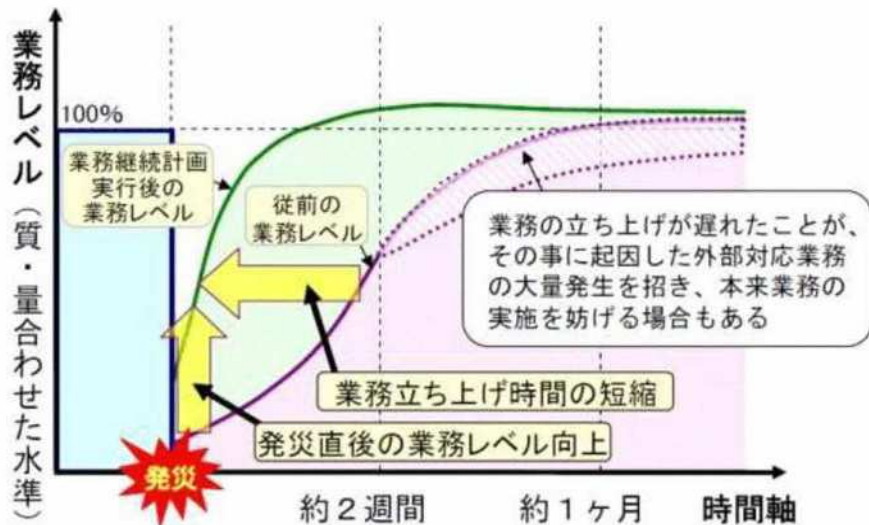
第17節 業務継続計画の策定

町及び事業者が、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため策定する、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）については、本編第4章第19節「業務継続計画の策定」に定めるところによる。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対

応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めておくことが必要となるため、今後は積極的に自主防災組織の編成に努力していくこととする。

第18節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

道災害対策本部及び町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第1 災害対策組織

1 町災害対策本部

(1) 災害対策本部

① 設置

本部は、基本法第23条の2の規定及び同条の規定により定める町災害対策本部条例に基づき、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
地震	・震度5強以上の地震が発生したとき。 ・震度5弱の地震が発生したとき。
津波	・大津波警報が発表されたとき。 ・津波警報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき。

※なお、地震及び津波災害の基準については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。

② 組織等

ア 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

イ 本部の運営は、町災害対策本部条例及び町対策本部運営規程に定めるところによる。

ウ 本部の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

③ 本部の名称及び設置場所

ア 本部の名称は、「〇〇（災害名）むかわ町災害対策本部」とする。

イ 本部は、むかわ町役場（町産業会館を含む）に設置する。ただし、災害の状況等から判断し、応急対策を実施するうえで有効と認められる場合（大津波警報発表時等）は、当面の間、胆振東部消防組合消防署鶴川支署に設置することができる。

④ 本部の運営

項目	運営方法等
本部員会議	・本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、教育長、穂別総合支所長、会計管理者、広報防災対策室長及び各部の部長並びに副部長をもって構成する。
本部員会議の開催	・本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。 ・本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。 ・本部員は、必要に応じ所属職員を伴って会議に出席することができる。 ・本部員は、会議の招集が必要と認めたときは、広報防災対策室長にその旨を申し出ることができる。
本部員会議	・職員の配備体制に関すること。

の協議事項	・災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針に関すること。 ・防災関係機関等に対する応援要請及び救助法適用要請に関すること。 ・その他災害対策に関する重要な事項。
本部の運営	・本部及び本部員会議の運営について必要な事項は、本部長が指示する。 ・広報防災対策室長は、本部長の指示のもと本部員との調整等を行い、本計画及びタイムラインに基づき適切な処理をする。 ・災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう務めるとともに、本部の機能の充実、強化に努めるものとする。
本部長の職務代理者	・町災害対策本部条例第2条第2項に基づき、本部長に事故あるときは、副本部長（副町長）、教育長、総括部長（総務財政課長）の順でその職務を代理する。

⑤ 廃止

本部長は、災害の発生するおそれが無くなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

⑥ 通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。

(2) 地区災害対策本部

① 設置

町長は、災害対策本部を設置する場合において、穂別地区で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、町災害対策本部条例第4条の規定に基づき、地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置することができる。

② 組織等

地区本部は、町災害対策本部条例に基づき、地区本部長、地区副本部長、地区本部員をもって組織する。

ア 地区本部の組織は、別表第1のとおりとする。

イ 地区本部の運営は、町災害対策本部条例及び町対策本部運営規程に定めるところによる

ウ 地区本部の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

③ 地区本部の名称及び設置場所

ア 地区本部の名称は、「〇〇（災害名）むかわ町穂別地区災害対策本部」とする。

イ 地区本部は、むかわ町穂別総合支所（穂別町民センターを含む）に設置する。ただし、災害の状況等から判断し、応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、他の場所に置くことができる。

④ 地区本部の運営

地区本部に係る運営については、町災害対策本部運営規定に準ずるものとする。

⑤ 地区本部の廃止

本部長は、穂別地区において災害の発生するおそれが無くなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地区本部を廃止する。

⑥ 通知

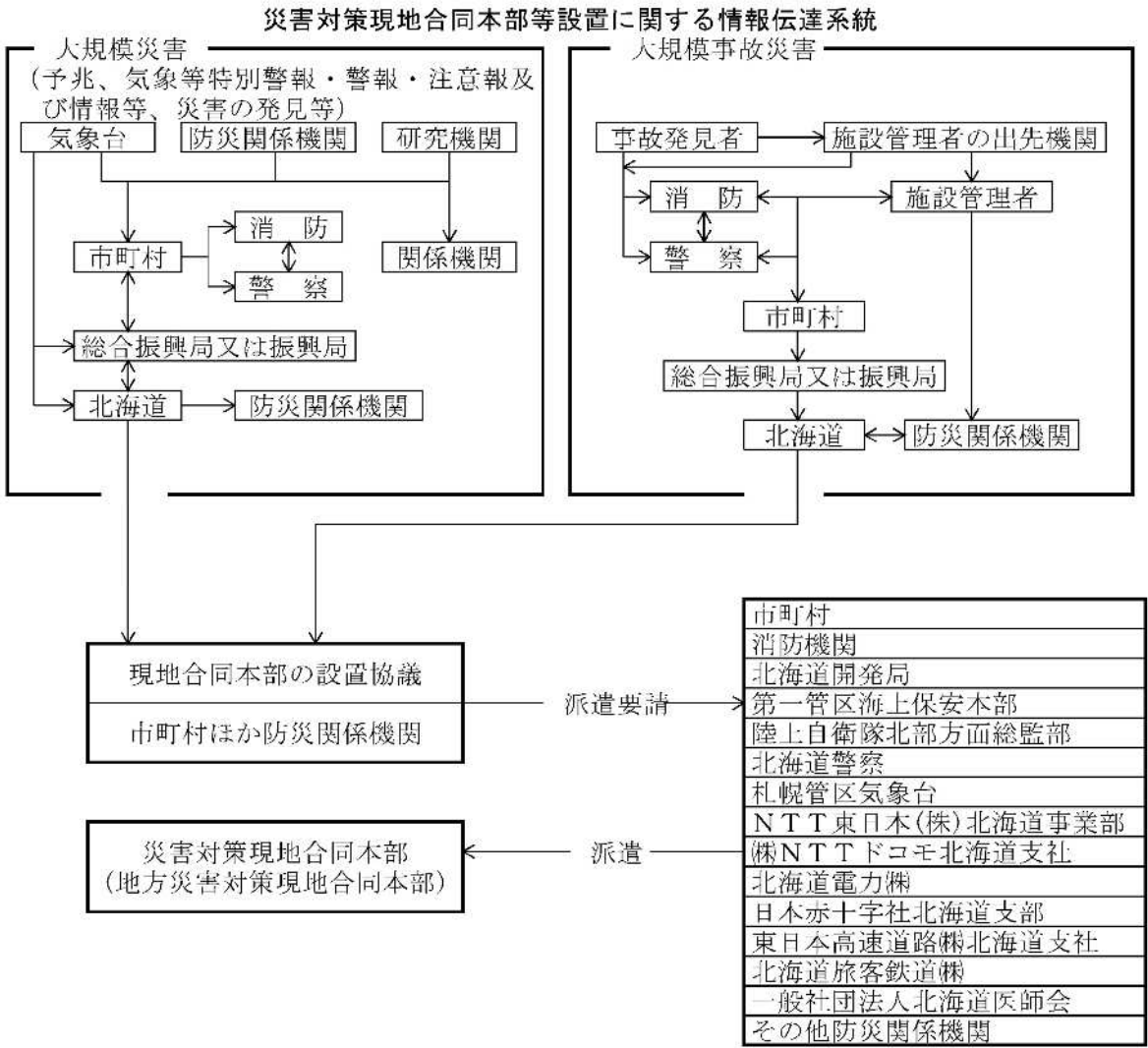
本部長は、地区本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。

(3) 現地災害対策本部

① 設置

町長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- ② 組織等
現地本部は、町災害対策本部条例に基づき、災害対策副本部長、災害対策本部員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。
 - ③ 現地本部の名称
「〇〇（災害名）むかわ町現地災害対策本部」とする。
 - ④ 現地本部の廃止
本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。
 - ⑤ 通知
本部長は、現地本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。
- 2 道が設置する災害対策現地合同本部
- 災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。
- また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができる。
- 災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。



3 民間団体との協力

町は、災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

4 町職員の動員配備

(1) 配備基準等

配備基準等は、別表第3のとおりとする。

(2) 職員の配備体制

体制	職員の配備体制等
警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、広報防災対策室長が行う。
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、町長（副町長）又は各部長が行う。
第2非常配備体制	① 第2非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第3非常配備の配備基準に該当する災害等が発生するおそれがあるときは、町長は、災害対策本部を設置（縮小設置）する。 ③ 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
第3非常配備体制	① 第3非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総括部情報収集発信班を通じて本部長に報告する
配備体制の特例	本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部又は班に対して、種別の異なる指令をすることができる。
非常配備体制の解除	各部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

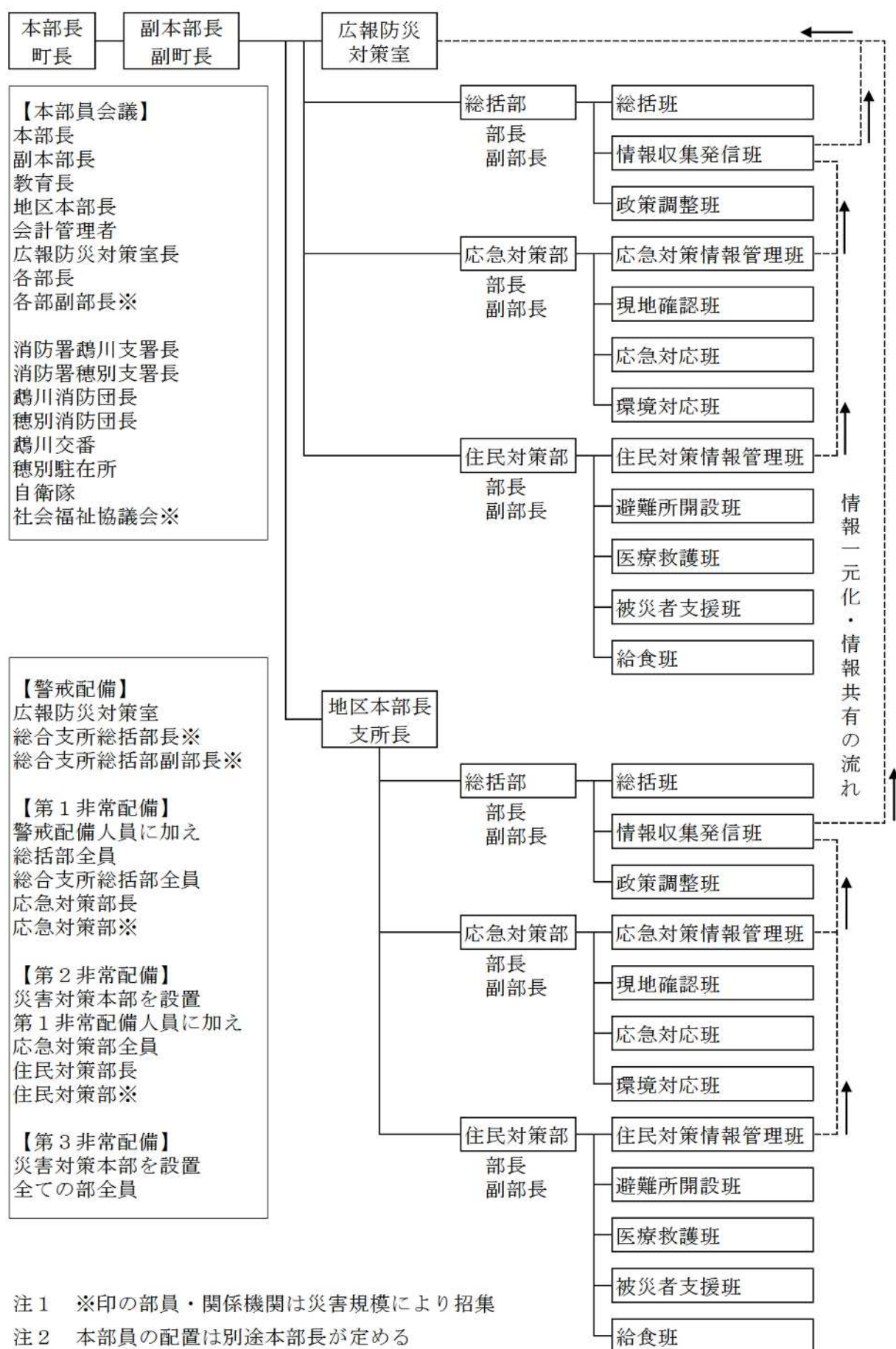
5 町長の権限の委任

町長は、事前措置及び避難に係る下記の権限を本部員に委任する。

- (1) 基本法第59条 設備又は物件の除去、保安その他必要な措置
- (2) 基本法第60条 避難のための立退きの指示
- (3) 基本法第63条 警戒区域の設定及び立入りの制限、若しくは禁止又は退去命令
- (4) 基本法第64条 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (5) 基本法第65条 住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること

別表第1

むかわ町災害対策本部機構図・むかわ町穂別地区災害対策本部機構図



別表第2 部・班の所掌事務

1 広報防災対策室

- ・災害対策本部、地区災害対策本部並びに現地災害対策本部の設置に関すること
- ・各部、地区災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡調整に関すること
- ・北海道、関係市町、関係機関及び水防団との連絡調整に関すること
- ・消防、自衛隊の派遣要請依頼、北海道開発局保有災害対策用機械の派遣（出動）要請に関すること
- ・防災関係機関等からの災害情報及び気象情報、地域雨量、河川水位、潮位等の収集に関すること
- ・情報通信（TV会議）システムの管理、確保に関すること
- ・職員等に対する災害様装備品等の貸与及び回収に関すること
- ・国、北海道、各関係機関への報告書等の作成に関すること
- ・復興計画の骨子の検討に関すること
- ・その他各部、各班に属さないこと

2 総括部

〈総括班〉

- ・職員の召集、出退勤及び災害救援協力者等の出勤状況の把握（記録）に関すること
- ・職員等に対する食料等の確保（給付）に関すること
- ・応援職員、支援物資の受入れ等に関すること
- ・慰問者、被災者支援に関するイベント等の申入れ調整に関すること
- ・地区災害対策本部並びに現地災害対策本部の設置に関すること（穂別地区総括部のみ）

〈情報収集発信班〉

- ・地域住民等からの被害情報などの受理に関すること
- ・各部情報管理班からの情報の収集及び整理に関すること
- ・報道機関との連絡調整、広報活動に関すること
- ・非常警報、避難勧告、避難解除等の災害情報の発信に関すること
- ・自治会・町内会長及び自主防災組織の会長等への情報提供に関すること

〈政策調整班〉

- ・災害復旧等に係る国、北海道、関係機関への要望調整に関すること

3 応急対策部

〈応急対策情報管理班〉

- ・部内における情報の整理及び総括部情報収集広報班への情報提供に関すること

〈被害状況確認班〉

- ・巡回等による被害状況の把握、報告及び軽微な応急措置に関すること
- ・関係産業機関との連絡調整に関すること
- ・土嚢の作成に関すること
- ・各課所管施設等を除く被害状況調査（事後調査）に関すること

〈応急対策班〉

- ・河川、道路、公園、公共施設、上下水道施設等の応急措置（修理）に関すること
- ・応急作業及び応急作業従事協力の要請に関すること
- ・応急作業従事事業所（業者）等との連絡調整に関すること
- ・応急作業に必要な資材等の確保及び配置に関すること
- ・公共土木及び公共施設等の災害復旧作業に関すること

〈環境対応班〉

- ・被災地区及び被災者の防疫に関すること
- ・防疫対策及び環境衛生の広報に関すること。
- ・災害廃棄物の処理に関すること

- ・大規模災害等の遺体安置に関すること
- 4 住民対策部
 - 〈住民対策情報管理班〉
 - ・部内における情報の整理及び総括部情報収集広報班への情報提供に関すること
 - 〈避難所開設班〉
 - ・指定避難所の開設及び運営に関すること
 - ・福祉避難所の運営団体との連絡調整及び開設並びに運営に関すること
 - ・一時避難場所の提供協定団体との連絡調整及び開設並びに運営に関すること
 - 〈医療救護班〉
 - ・医薬品及び医療機関の確保及び被災者の収容・医療に関すること
 - ・応急救援物資の調達配分に関すること
 - ・災害派遣医療チームとの連絡調整に関すること
 - 〈被災者支援班〉
 - ・被災者の生活（再建）支援及びニーズ調査に関すること
 - ・被災者の健康支援に関すること
 - ・災害派遣精神医療チームとの連絡調整に関すること
 - ・自衛隊による入浴支援等被災者支援に関すること
 - ・災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
 - ・福祉、学校教育、保育等の維持及び再開に関すること
 - 〈給食班〉
 - ・被災者の給食支援に関すること
 - ・自衛隊給食支援及び民間支援団体による給食支援の総合調整に関すること

別表第3

非常配備体制の発令基準

区分・体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前	警戒体制	1 津波注意報が発表されたとき	広報防災対策室、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。
	第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき 2 津波注意報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部をもってあたる。ただし状況により町長が必要と認めた場合は住民対策部も活動できる体制とする。
災害対策本部（縮小）設置	第2非常配備	1 震度5弱の地震が発生したとき 2 津波警報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。
災害対策本部設置	第3非常配備	1 震度5強以上の地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

※ 災害対策本部（縮小）は本部の組織より外部機関を除いた体制とする。

※ 風水害の配備基準については、本編に登載しているので省略する。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画については、本計画に定めるところによる。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報が、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）が津波予報区単位で発表される。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表す

る大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震道の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

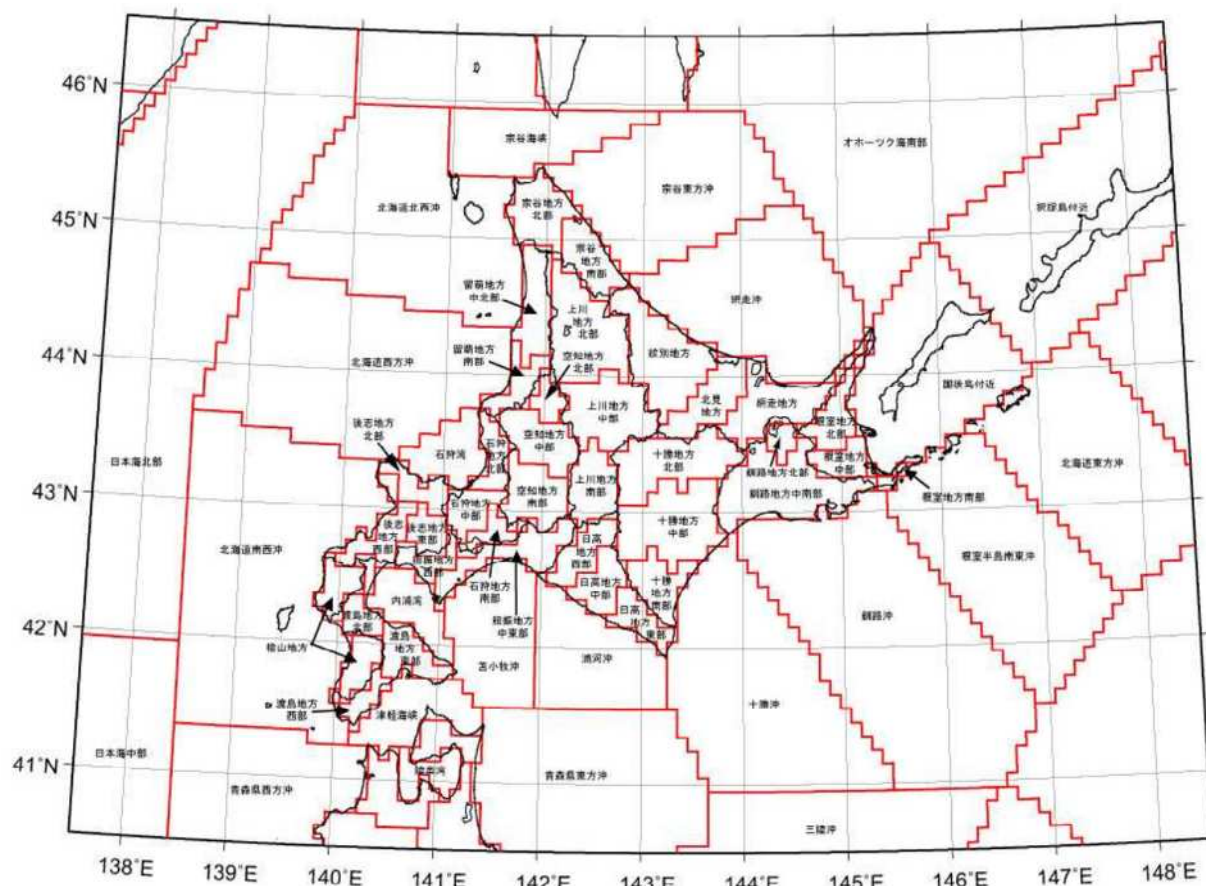
- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

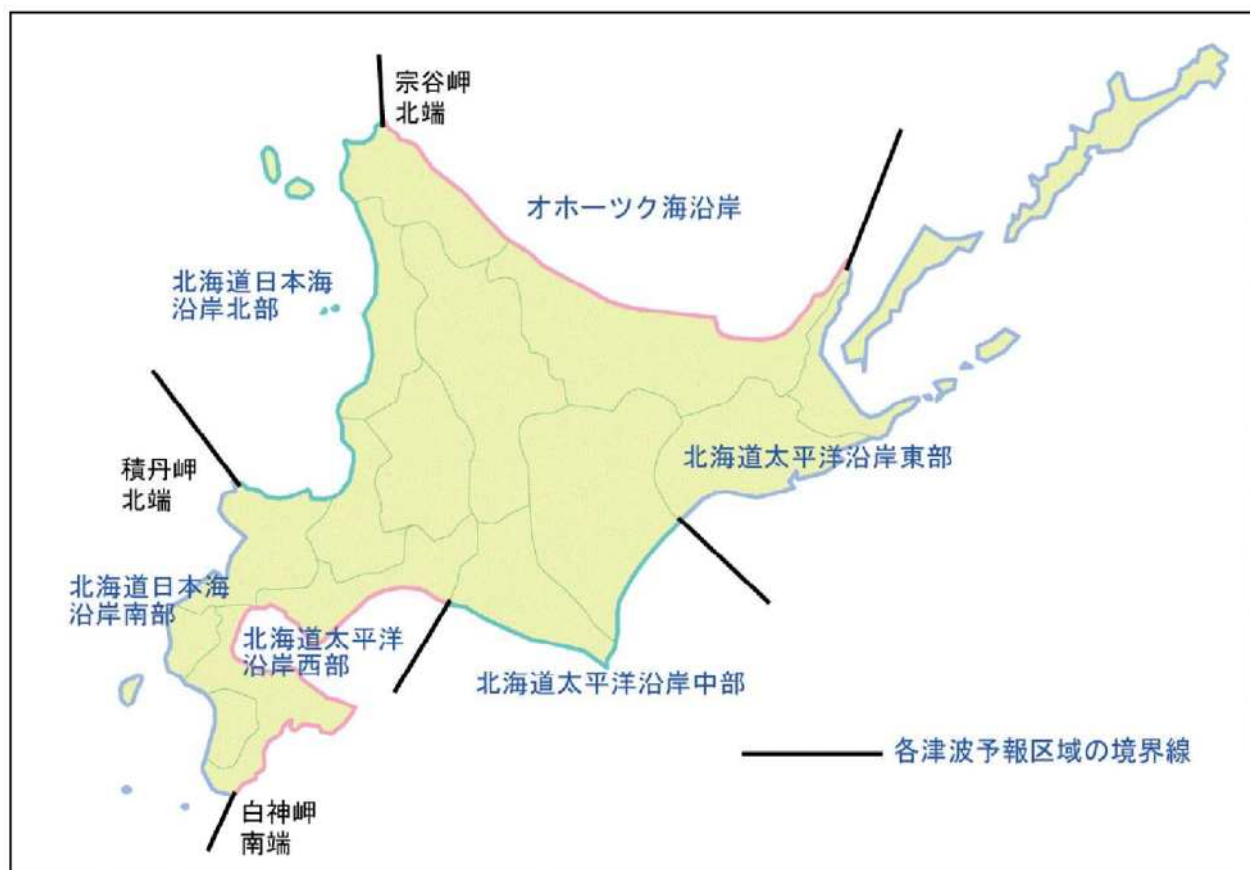
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名

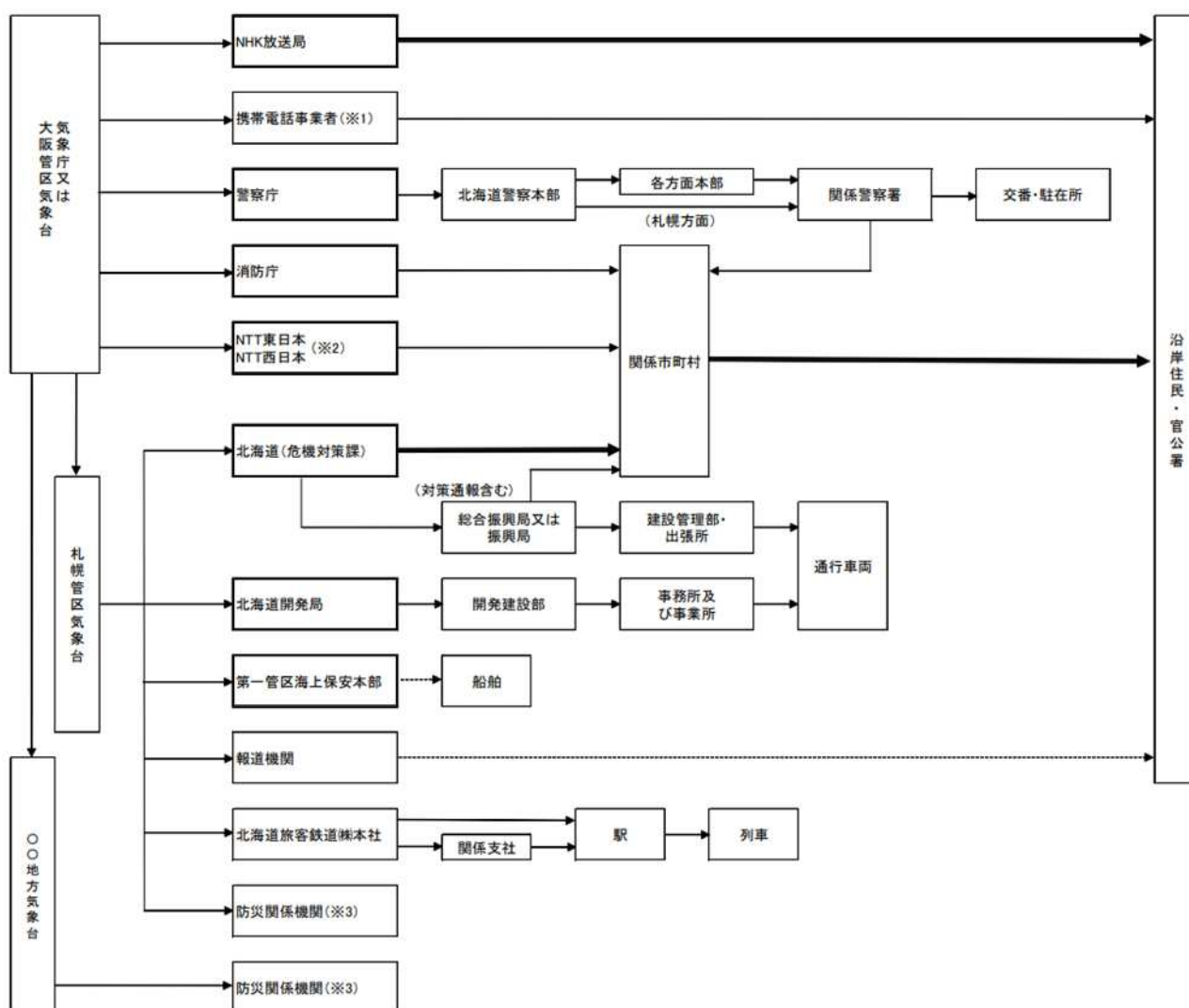


3 津波予報区



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先

→ (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

-----➡は、放送・無線

(※1)緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(※2)NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達

(※3) 北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面總監部(情報部資料課) 等

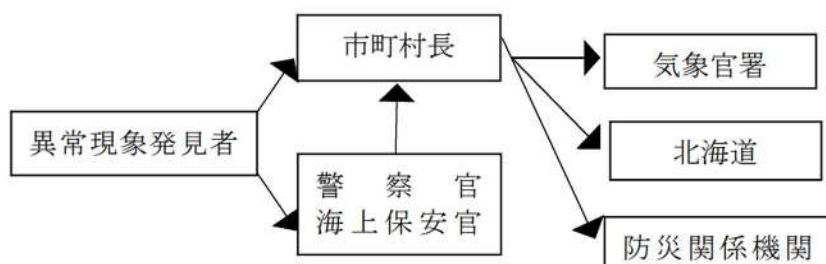
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有 する施設の天井 等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画については、本計画に定めるところによる。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などで受信した緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機）等により住民等への伝達に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（個別受信機）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ（ハイブリッドキャスト）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、IP告知端末、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

5 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

2 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）
 なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置（無線系・衛星系）による通報
- 7 衛星通信による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番(ただし、市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5017

第4節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等については、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画については、本計画に定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

町長（基本法第60条）	(1) 市町村長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。 ） 避難のための立退きの指示 ② 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ③ 緊急安全確保措置の指示 ④ 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置 また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機）、テレビ（ハイブリッドキャスト）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ。携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振合振興局長に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）
水防管理者（水防法第29条）	(1) 水防管理者（水防管理者水防管理団体である町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該

	区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）	(1) 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水又は高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。 また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。 (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。 (3) 胆振総合振興局長は、町長から避難指示、立退きの指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。 また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。
警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）	(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示をすることができる。 (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
自衛隊（自衛隊法第94条等）	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。 (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条） (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項） (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項） (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（胆振総合振興局）、北海道警察本部（苫小牧警察署）、第一管区海上保安本部（苫小牧海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び室蘭地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機）、IP告知端末、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ハイブリッドキャスト）、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、広報車両等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 指定緊急避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

第4 避難方法

1 避難誘導

(1) 避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が

当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

- (2) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (3) 町の職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた町地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、町地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ① 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- ② 病院への移送
- ③ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、他の市町村、他都府県及び国への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

3 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

1 町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設または場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保に努めるものとする。

第9 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。
 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
 また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
 また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページ等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第10 指定避難所等の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- 2 町は、指定避難所の運営管理際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- 11 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じてホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 12 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 13 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- 14 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 15 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 16 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 17 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 18 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

(2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

(3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

(4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

(1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

(2) 町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

- (3) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル等を含む）の確保
- (4) バスなど被災者の移送手段の確保
- (5) 広域避難についての被災者の意向の把握
- (6) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル等を含む）のマッチング
- (7) 施設（ホテル等を含む）への移送
- (8) 広域避難先での継続的な支援

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 地震・津波による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在中の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在中が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在中に関する要求があったときは、協議先知事に協議

を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、町長より道外広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在中の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在中により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在中を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ① 広域一時滞在中を行うべき場合やその対象者の整理
- ② 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- ③ バスなど被災者の移送手段の確保
- ④ 広域一時滞在中についての被災者の意向の把握
- ⑤ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- ⑥ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- ⑦ 広域一時滞在中先での継続的な支援

- (2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在中者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

5 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中又は道外広域一時滞在中の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第 6 節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本編第 5 章第 9 節「救助救出計画」に定めるところによる。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市町村における消火活動に関する計画については、本計画の定めるところによる。

第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町及び消防機関は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

第4 地震火災対策計画の作成

町及び消防機関は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、おおむね次の基本事項について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画については、本計画に定めるところによる。

第1 津波警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び防災関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示等を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、指定緊急避難場所に緊急避難するよう伝達する。

2 道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第9節 交通応急対策計画

地震、津波の発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保については、本編第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

第10節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本編第5章第14節「輸送計画」に定めるところによる。

第11節 航空機及び無人航空機活用計画

地震・津波災害時における消防防災航空機及び無人航空機の活用については、本編第5章第8節「航空機及び無人航空機活用計画」に定めるところによる。

第12節 食糧供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給については、本編第5章第15節「食糧供給計画」に定めるところによる。

第13節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本編第5章第16節「給水計画」に定めるところによる。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本編第5章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

第15節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本編第5章第18節「石油類燃料供給計画」に定めるところによる。

第16節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧については、本編第5章第2節「災害通信計画」、本編第5章第16節「給水計画」、本編第5章第19節「上下水道施設対策計画」及び本編第8章第8節「大規模停電災害対策計画」に定めるもののほか、本計画に定めるところによる。

第1 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第2 ガス

1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第17節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本編第5章第10節「医療救護計画」に定めるところによる。

第18節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫については、本編第5章第11節「防疫計画」に定めるところによる。

第19節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本編第5章第28節「廃棄物等処理計画」に定めるところによる。

第20節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第5章第26節「家庭動物等対策計画」に定めるところによる。

第21節 文教対策計画

地震・津波によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本編第5章第24節「文教対策計画」に定めるところによる。

第22節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本編第5章第22節「住宅対策計画」に定めるところによる。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、本計画に定めるところによる。

第1 応急危険度判定の実施

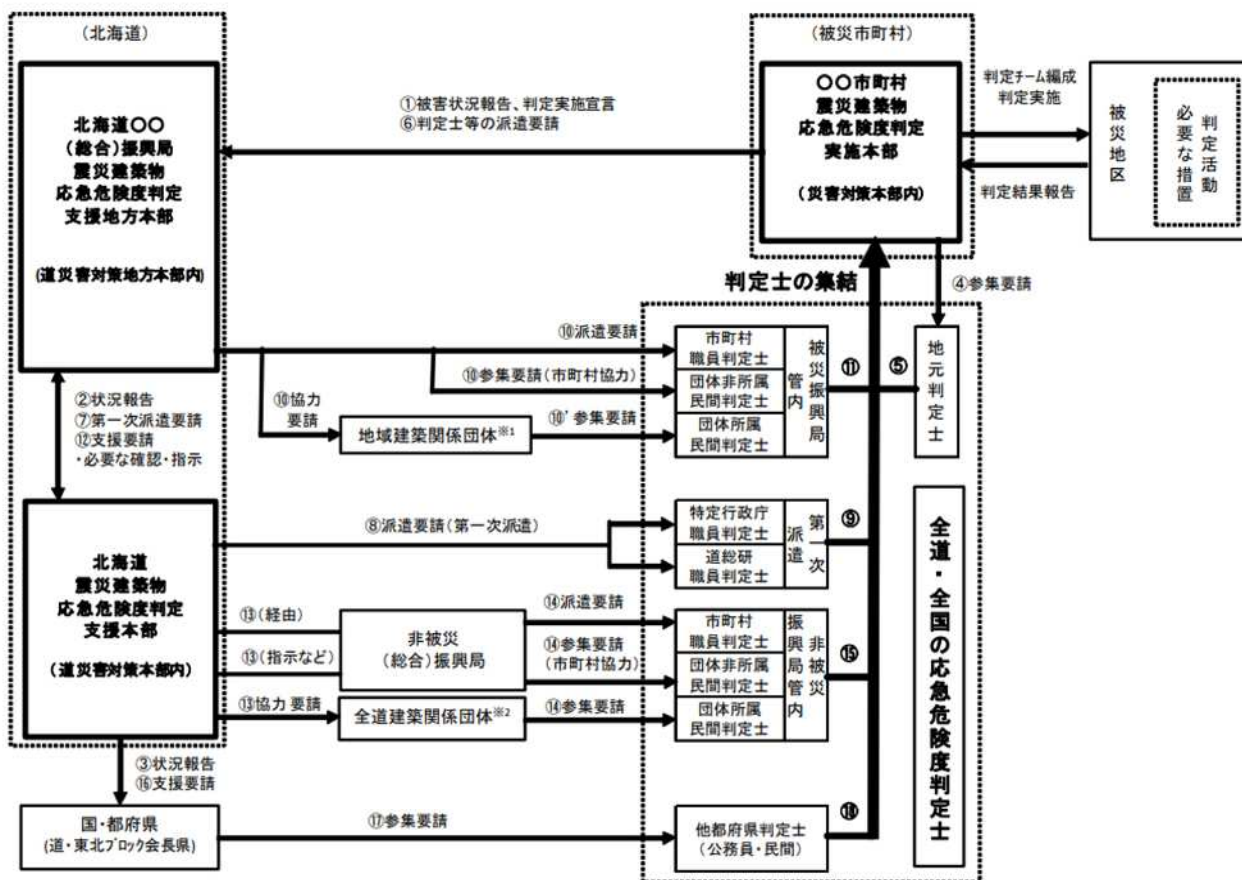
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)

※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)

に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町及び道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画については、本編第5章第21節「被災宅地安全対策計画」に定めるところによる。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本編第5章第25節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところによる。

第26節 障害物除去計画

地震・津波災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合については、本編第5章第23節「障害物除去計画」に定めるところによる。

第27節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところによる。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合に、知事及びその他の災害派遣要請権者が自衛隊（指定部隊の長）に対し要請することができる自衛隊法第83条の規定による部隊等の災害派遣については、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本編第5章第29節「災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第30節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本編第5章第32節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 下水道
- (10) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 市町村

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (4) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (5) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (6) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

①	氏名
②	生年月日
③	性別
④	住所又は居所
⑤	住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
⑥	援護の実施の状況
⑦	要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

⑧ 電話番号その他の連絡先
⑨ 世帯の構成
⑩ 罹災証明書の交付の状況
⑪ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

⑤ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)の⑬）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家

の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、町と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付け等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書等の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

2 財政対策

(1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び市町村が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

(2) 道及び市町村並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、道、町等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、むかわ町災害義援金配分委員会がこれに当たる。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された北海道内の推進地域の区域は、次の表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第99号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された北海道内の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第100号）

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

むかわ町に係る地震防災に関し、町防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱については、第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード(M) 7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

「平成23年東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定・公表した。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定(R4)等における被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。北海道では、建物被害(全壊棟)は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。
- (2) 人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合(津波避難ビル等を考慮しない)が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人浸水域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合(20%)から早期避難者比率が高く(70%)、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定(R3)では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。

4 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資の調達・備蓄

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 道は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。
- (3) 道は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、道内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (4) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第12節「食糧供給計画」、同第13節「給水計画」及び同第14節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

2 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (3) 道は、町における必要な物資等の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

3 人員の配備

道は、町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 他機関に対する応援要請

1 広域応援

- (1) 道は、必要があるときは、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定に従い応援を要請するものとする。

2 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、必要があるときは、防衛大臣又は指定部隊等の長に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

3 緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の受入れ

道は、災害が発生し、他の都府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁（北海道警察本部）と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等、受入体制を確保するように努めるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 河川、海岸及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。
- 2 町及び道は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針を定めるものとする。
- 4 このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震、津波情報の伝達計画」に定めるところによるもののほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。
また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 第一管区海上保安本部、道及び町は、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。
この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 5 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収伝達体制を整備するものとする。

第3 地域住民等の避難行動等

道は、町と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

- 1 避難対象地区の指定
(1) 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

- (2) 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、道民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針を示し、町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険（浸水域）の範囲
- ③ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 指定緊急避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示の伝達方法
- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

- (2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。

- (3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

- (4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難のための指示

① 町長

ア 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの指定緊急避難場所に緊急避難するよう指示するものとする。

イ 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう

避難指示を行うものとする。

ウ 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ（パブリックキャスト）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

② 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

③ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を胆振総合振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

④ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(6) 避難指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記(5)により、適切に避難の指示を行うものとする。

① 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合

② 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

③ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(7) 避難場所の指定

① 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

② 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

(8) 避難場所の維持・運営

① 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

② 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

③ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

① 受入施設への受入れ

② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

③ その他必要な措置

(2) 町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

① 流通在庫の引き渡し等の要請

② 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

③ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

(4) 町及び道は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及啓発等

町及び道は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、同第10節「津波災害予防計画」、同第16節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同第8節「津波災害応急対策計画」に定めるところによる。

第4 消防機関等の活動

1 町の措置

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 道の措置

道は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 海溝型地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 海溝型地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等

3 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要などに関する広報等の措置を講ずるものとする。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

5 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第16節「生活関連施設対策計画」に定めるところによる。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

2 海上

- (1) 第一管区海上保安本部漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 漁港管理者は、漁港利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。

4 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

5 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「津波災害応急対策計画」及び同第9節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

① 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

鵠川地区にある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

ア 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

イ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

② 入場者等の退避のための措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 飲料水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

- ⑦ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

- ① 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- ② 学校等にあつては、次の措置
 - ア 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - イ 特別支援学級など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - ウ 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
- ③ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 町は、町有施設が町推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

4 町が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1～3に準ずる。

第8 迅速な救助

- 1 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- 2 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 3 道は、町の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 道、町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

- (1) 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

(3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

(4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

(1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

(1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

(2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第13節「建築物等災害予防計画」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 道は、町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。
- 5 町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。
- 6 沿岸市町村における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 7 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るとともに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に定めるところによる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員等に対する教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえるものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むよう務めるものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 道は、町と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、町等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むよう務めるものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- 3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育・広報

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
 - (1) 過去の地震及び津波災害の実態
 - (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
 - (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
 - (4) 地域における地震・津波防災の取組 等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町、道は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町、道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「町民の心構え」及び同第3節「地震、津波に関する防災知識の普及・啓発」に定めるところによる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 町民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第2章第1節「町民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

- ① テレビ（ハイブリッドキャスト）、防災行政無線（戸別受信機）、IP告知端末、インターネット、SNS、スマートフォンアプリや緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- ② 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- ③ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
- ④ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

2 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節第1「災害対策組織」に定めるところによる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。